

会長：柳田 光寛 副会長：藤堂 孝一
幹事：荒武 義博 会報委員長：林 厚雄
会計：日高 邦孝
事務局：吉野由里子 宮崎市佐土原町下田島 11703-18
TEL：0985-62-7833 FAX：0985-62-7877
例会日：毎週水曜日
例会場：佐土原商工会 2F TEL：0985-73-2567



第1122回 平成22年7月7日(水)

本日のプログラム

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 点 鐘 | 7. 幹 事 報 告 |
| 2. 国 歌 斉 唱 | 8. 7 月 の セ レ モ ニ ー |
| 3. ロータリーソング | 9. 出 席 報 告 |
| 「手到手つないで」 | 10. 委 員 会 報 告 |
| 4. 四つのテスト | 11. 新 任 の 挨 拶 |
| 5. 会 長 の 時 間 | 12. 点 鐘 |
| 6. ハッピーBOX披露『会長より』 | |

7月14日(水)・・・三役～感謝状贈呈 1年間無欠席表彰

7月21日(水)・・・岩切昇ガバナー補佐訪問

7月28日(水)・・・会員卓話「垂水敏雄君」

佐土原ロータリー月間テーマ

【新年度スタート各委員会親睦月間】

第1121回の記録 平成22年6月30日

委員会報告

○会長エレクト 藤堂 孝一 君
【佐土原ロータリー・クラブ定款】本日は6条～8条掲載します。

第6条 会合

第1節 例会

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かねばならない。
- (b) 会合の変更。正当な理由のある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む法定休養日に当たる場合、又はクラブ会員が死亡した場合、又は前地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会。役員を占拠する為の年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第7条 会員身分

第1節 一般的資格条件。本クラブは、善良な成人であって、職業上、および〔または〕地域社会に於いてよい世評を受けているものによって構成されるものとする。

第2節 種類。本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

第3節 正会員。RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。会員は、移籍する会員または元会員クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて所属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元とクラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるのもであってはならない。

第5節 2重会員。同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にロータリーアクトクラブの会員になることはできない。

第6節 名誉会員

(a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理想推進の為に称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの崇高な目的を末永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に推挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員の名誉会員身分を保持できる。

(b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができる、損他クラブのあらゆる得点を受用することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

第7節 公職に就いている人。一定の人気の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職するものまたは裁判官に選挙もしくは任免された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 RIの職員。本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

SADOWARA ROTARY CLUB WEEKLY REPORT

第8条 職業分類

第1節 一般規定

- (a) 主な活動。各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対してしかるべき予告を与え、その会員には、これに対して聴聞の機会を与えなければならない。

第2節 制限。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいはR I 理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限に関わらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

ハッピーBOX披露

- ※倉元光明君～誕生日を祝っていただきありがとうございます。大きな怪我もなく病気もなく、また一年の月日が迎えることが出来嬉しく思います。「義援金BOXへ」
- ※倉元光明君～例会になかなか参加できなくて申し訳ありません。「口蹄疫義援金」を納付いたします。

～ 年度末懇親会の様子 ～

会場は加藤会員の
割烹 松風軒で開催されました。



懇親会のはじまりです



～ 年度末懇親会の様子 ～



みなさん楽しそうですね



親睦も深まります。



四つのテスト

「言行はこれに照らしてから」

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

出席状況 第1117回

平成22年6月2日(水)

会員数	25名
(免除会員)	2名
出席者数	20名
欠席者数	5名
出席率	89.0%
メイクアップ	1名
修正出席率	91.0%

MEMO

例会中は携帯電話の電源を切るか
マナーモードにしてください・・・

.....

.....

.....

.....